

暫定排水基準の適用状況(ふっ素)

(省令排水基準(暫定)欄の「→数値」は、省令改正後の暫定排水基準値)

暫定排水基準適用業種	水質汚濁防止法						生活環境保全条例 生環条例排水基準			
	省令排水基準			上乗せ条例排水基準			生環条例排水基準			
	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定	
化学肥料製造業	海域以外	8	10 →暫定基準を廃止(8)	上水道水源地域	0.8	-	/	上水道水源地域	0.8	-
			海域							
	上水道水源地域	0.8		-						
			その他の地域		8	10		その他の地域	8	-
	海域	15		-						
			海域以外		8	15		上水道水源地域	0.8	-
海域	15	-		その他の地域、海域			-			
			上水道水源地域		0.8	-				
その他の地域	8	15		その他の地域			8	-		
		海域	15		-					
海域以外	8			15		上水道水源地域	0.8	-	/	上水道水源地域
		海域	15		-					
上水道水源地域	0.8			-						
		その他の地域	8		15	その他の地域	8	-		
海域	15			-						

暫定排水基準の見直し(案):ふっ素

条例の別	地域	府域での該当事業場の有無及び実測排水濃度	基本的考え方の当てはめ等	暫定排水基準案
生環条例	その他の地域	無	考え方4にのっとれば、省令改正に伴い、暫定排水基準を廃止することが考えられる。	10→ 暫定基準を廃止(8)
生環条例	その他の地域	無	考え方4にのっとれば、引き続き暫定排水基準15mg/Lを適用することが考えられる。	15
生環条例	その他の地域	無	考え方4にのっとれば、引き続き暫定排水基準15mg/Lを適用することが考えられる。	15

暫定排水基準の適用状況(ふっ素)

(省令排水基準(暫定)欄の「→数値」は、省令改正後の暫定排水基準値)

暫定排水基準適用業種	水質汚濁防止法						生活環境保全条例			
	省令排水基準			上乗せ条例排水基準			生環条例排水基準			
	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定	
電気めっき業	一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 未満のもの	海域以外	8	50	上水道水源地域	0.8	—	/		
		海域	15	50	その他の地域、海域	—	—			
	一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 以上50m ³ 未満であるもの	海域以外	8	50	上水道水源地域	0.8	—			
		海域	15	50	その他の地域、海域	—	15			
	一日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 以上のもの	海域以外	8	15	上水道水源地域	0.8	—			
		海域	15	—	その他の地域、海域	—	—			
旅館業	改正政令の施行の際※現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、	一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 未満であるもの	海域以外	8	50 →(自然湧出以外)30	上水道水源地域	—	—	/	
			海域	15	50 →(自然湧出以外)30	その他の地域、海域	—	—		
		一日当たりの平均的な排水の量が30m ³ 以上50m ³ 未満であるもの	海域以外	8	50 →(自然湧出以外)30	上水道水源地域	—	15		
			海域	15	50 →(自然湧出以外)30	その他の地域、海域	—	15		
	一日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 以上のもの	海域以外	8	15	上水道水源地域	—	—			
		海域	15	—	その他の地域、海域	—	—			
	改正政令の施行の際※現に湧出していた温泉を利用するもの	海域以外	8	50 →(自然湧出以外)30	上水道水源地域	—	—			
		海域	15	50 →(自然湧出以外)30	その他の地域、海域	—	—			

※S49.12.1(水質汚濁防止法の特定施設に旅館業の用に供する施設を追加)

上記以外の業種	水質汚濁防止法				生活環境保全条例		
	排出地域	省令排水基準		排出地域	上乗せ条例排水基準	排出地域	生環条例排水基準
	海域以外	8	—	上水道水源地域	0.8	—	—
海域	15	—	その他の地域	—	—	—	
				上水道水源地域	0.8		

暫定排水基準の見直し(案):ふっ素

条例の別	地域	府域での該当事業場の有無及び実測排水濃度	基本的考え方の当てはめ等	暫定排水基準案																																																						
上乗せ条例	その他の地域、海域	有	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場</th> <th>届出日平均排水量</th> <th>データ数</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> <th>最大値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>C社</td><td>39.4</td><td>3</td><td>0.9</td><td>1.5</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>D社</td><td>37.2</td><td>3</td><td>2.5</td><td>3.9</td><td>6.5</td></tr> <tr><td>E社</td><td>30.5</td><td>2</td><td>0.24</td><td>0.51</td><td>0.78</td></tr> <tr><td>F社</td><td>32</td><td>4</td><td><0.08</td><td>0.18</td><td>0.27</td></tr> <tr><td>G社</td><td>40</td><td>10</td><td>0.3</td><td>1.5</td><td>4.9</td></tr> <tr><td>H社</td><td>42</td><td>13</td><td>0.2</td><td>1.1</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>I社</td><td>38</td><td>1</td><td>1.8</td><td>1.8</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>J社</td><td>45</td><td>2</td><td>1</td><td>6.5</td><td>12</td></tr> </tbody> </table> <p>・現行の暫定排水基準は、日平均排水量30m³以上の事業場に対し従前より実施してきた排水規制の水準を維持するため、省令の暫定排水基準を独自に上乗せ強化したもの。 ・日平均排水量50m³以上の事業場に対しては、省令で15mg/Lが排水基準となっている。 ・これとの整合を図りつつ、現在の水準を維持するため、考え方2にのっとり、暫定排水基準15mg/Lを継続することが考えられる。 ・なお、H社についてはH22、23年度に暫定排水基準を超過した事例があるが、H24年度には基準を満足している。</p>	事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値	C社	39.4	3	0.9	1.5	2.2	D社	37.2	3	2.5	3.9	6.5	E社	30.5	2	0.24	0.51	0.78	F社	32	4	<0.08	0.18	0.27	G社	40	10	0.3	1.5	4.9	H社	42	13	0.2	1.1	2.2	I社	38	1	1.8	1.8	1.8	J社	45	2	1	6.5	12	15
事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値																																																					
C社	39.4	3	0.9	1.5	2.2																																																					
D社	37.2	3	2.5	3.9	6.5																																																					
E社	30.5	2	0.24	0.51	0.78																																																					
F社	32	4	<0.08	0.18	0.27																																																					
G社	40	10	0.3	1.5	4.9																																																					
H社	42	13	0.2	1.1	2.2																																																					
I社	38	1	1.8	1.8	1.8																																																					
J社	45	2	1	6.5	12																																																					
上乗せ条例	上水道水源地域	無	<p>・現行の暫定排水基準は、日平均排水量30m³以上の事業場に対し従前より実施してきた排水規制の水準を維持するため、省令の暫定排水基準を独自に上乗せ強化したもの。 ・日平均排水量50m³以上の事業場に対しては、省令で15mg/Lが排水基準となっている。 ・これとの整合を図りつつ、現在の水準を維持するため、考え方1、2及び3にのっとり、暫定排水基準15mg/Lを継続することが考えられる。</p>	15																																																						
上乗せ条例	その他の地域、海域	無	<p>・現行の暫定排水基準は、日平均排水量30m³以上の事業場に対し従前より実施してきた排水規制の水準を維持するため、省令の暫定排水基準を独自に上乗せ強化したもの。 ・日平均排水量50m³以上の事業場に対しては、省令で15mg/Lが排水基準となっている。 ・これとの整合を図りつつ、現在の水準を維持するため、考え方1、2及び3にのっとり、暫定排水基準15mg/Lを継続することが考えられる。</p>	15																																																						



その他の地域	8
海域	15